

発行元

山崎税理士事務所

TEL : 047-393-4300
FAX : 047-393-4301

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります！

登録申請書の提出が令和5年3月31日までに必要になります。インボイス（適格請求書）を発行するためには「適格請求書発行事業所」の登録を受けなければなりません。山崎税理士事務所が、本制度登録申請のお手伝いをいたします。

インボイス制度について詳細は国税庁インボイス制度特設サイトをご確認下さい。
右のQRコードからでも確認ができます。本誌ではポイントのみおまとめしました。



<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

■インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは何か？

買手となる課税事業者が仕入税額控除の適用をうける為には、売手である登録事業者が発行したインボイス（登録番号が記載された適格請求書）を保存することが必要となる制度

■登録事業者になる為には？

⇒売手側が登録事業者になる為には課税事業者であることが前提となります。
※免税事業者は登録申請ができません。

■インボイス制度の導入で何が変わるの？

- ①インボイス（適格請求書）を発行する為には登録申請が必要です。
- ②仕入税額控除の適用を受けるためにはインボイスの保存が必要です。
- ③請求書などの記載事項が増えます。

※インボイスには税率ごとに消費税額と登録番号を記載することが義務付けられています。

ただし、飲食代や小売業・タクシーのレシートなど（簡易インボイス）については、税率と消費税額のどちらかを記載すればよいことになっています。



■インボイス制度の導入で請求書などの記載項目はどうかわるの？

⇒請求書などの記載事項が増えます。以下記載が追加で必要になります。

- ① 適格請求書発行事業所登録番号
- ② 税率ごとの消費税額
- ③ 軽減税率対象品目であることを示す印（※や★など）



■全てインボイス制度が必要になるの？

⇒個人相手（顧客が消費者のみ）に商売をしている小規模な店ではインボイスは要求されません。

例）地元商店街で個人相手に商売をしている八百屋さんや魚屋さん等

⇒法人相手の取引がある場合に必要になります。

【参考】

■インボイス対応請求書記載例等詳細について

※国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度理解のために

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>



■インボイス対応請求書記載例



請求書

⑥ (株) ○○御中

11月分 131,200円

△△商事 (株)

登録番号 T012345...

① ○○年11月30日

日付	品名	金額
11月1日	魚※	5,000円
11月1日	豚肉※	10,000円
11月2日	タオルセット	2,000円
②	
合計		120,000円 消費税 11,200円
	8%対象	40,000円 消費税 3,200円
	10%対象	80,000円 消費税 8,000円

③ ※軽減税率対象

適格請求書記載事項は以下の①～⑥になります。

- ① 適格請求書発行事業所の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称